

第8回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。第12号議案「芦屋市立美術博物館及び芦屋市谷崎潤一郎記念館の指定管理者の指定について」は、議会報告前であることから、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議はございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第12号議案「芦屋市立美術博物館及び芦屋市谷崎潤一郎記念館の指定管理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 最初、資料を事前にお配りいただいて、読んでみると、業者が提出する資料のところで、グローバルコミュニティ株式会社と出てきたので、これはどういうことかなと思いました。要は、指定管理をするのは小学館集英社プロダクションともともとあって、ずっと読んでるといきなり別の法人名が出てきたので、これは間違いなのか、もしくは再委託か何かするのか、どういう趣旨なのかなと少し疑問に思っていました。

今日、その資料の差しかえもあったのですが、差しかえを見てもわからないと思うのです。ずっと読んでいて、業者提出の資料で初めて出てくるということですので。後日、議会に提出して説明されると思うのですが、小学館集英社プロダクション共同体という表示があるのですが、この共同体の中身が小学館とグローバルコミュニティ株式会社と、この2つであって、1つはハード管理で、1つはソフト管理になると思うのですが、そのあたりも最初にきちんとわかるようにしておかないと、読む人はかなり混乱すると思います。全般的なチェック機能もそうですが、議会に提出する際に、そのあたりを配慮して、提出していただきたいと思います。

生涯学習課長) ありがとうございます。

越 野 委 員) 201ページに審査要領がありまして、選定基準等が記載されているのですが、この審査要領は評価委員会向けの資料でしょうか、それとも、応募者にも配付されるものなのでしょうか。

生涯学習課長) こちらは全て非公開で、審査委員の方のみに見ていただいています。

越 野 委 員) 各項目、どういうところが審査基準になるのか、募集要項にも載っていたと思うのですが、それぞれの点数配分などは応募者にはわからないということですか。

生涯学習課長) 点数配分は載せておりません。項目のみになります。

教 育 長) 小学館集英社プロダクションは今まで美術博物館だけだったのが、谷崎館と一緒にあってこれにかかわることになって、利点というか夢というか、そういったものは何か感じましたか。

生涯学習課長) 今まで隣同士とはいえ、なかなか連携してやるのが難しく、美術博物館と文学館なので、それぞれの専門性だけで展覧会をしていたところが、やはり連携できやすくなることと、企画を関連づけて同時にするなどのメリットもあります。また、谷崎館の講義室は少し狭いですので、そこでやっている講座を美術博物館の講義室を使うとか、関連した展示をするとか、そういったことができるということがあります。

また、小学館集英社プロダクションは会社の特性もありまして子ども向けのものも得意でいらっしゃいますので、谷崎館は内容からすると大人向けの作品が多いのですが、それを小学館集英社の特徴をもって、子どもも谷崎潤一郎記念館に何か興味を持って集まってもらえるような、そのような企画をしたいということはかなりおっしゃっていました。

小石委員) 今のことから関連すると、通し番号の51ページの下(2)連携事業に関するところで、「美術博物館、谷崎記念館で連携したイベントなどの事業を行い」と、これが今回は新しく加わっているところですね。ですから応募するときも頑張っておこのところを書いておられて、谷崎記念館では狭いので、場合によっては場所を美術博物館でやられるとか、あるいは何か共通のチケットをどうするとか、いろいろ頑張っておこはアイデアを出しておられるんだと、これはすごくいいなと読みながら思ったところです。

せっかく隣にある訳ですし、何かもっとうまくできないかなと思います。富田碎花ももう少しうまく連携できないですかね。富田碎花自身が谷崎にもものすごく関係があるわけだから、何か

連携したらできそうなことがあります。いつも思っているのです。そのようなこともやりやすくなるかもしれません。資料は美術博物館が持っている、谷崎と関連があるのならそれを使えますし、そのようなことをいろいろ思います。

ですから頑張って今、アイデアを出してもらっているのは、できるだけ具体的な形でやってもらえるといいなと思いながら読ませてもらっていたのですが、ぜひそういうふうに努力していただけるといいなという感想を持ちました。

生涯学習課長) 　　実は私たちも、美術博物館と谷崎潤一郎記念館を両方させていただきまして、いろいろ思うところがございましたが、仕様書に書いておらず、「それをやるにはお金がかかる」と言われたときに、どうしても指定管理料の中での運営になりますので、私どもからも言うのは言うのですが、すごく強くは言えなかった部分もあります。

そういったことも含め、今回いろいろと組み込ませていただいたのと、1社のみとなりましたので、競争相手がいなかったところではありますが、本来ならば競争原理が働くための指定管理者制度ですので、きつい言い方になりますが、そのあたりを自覚していただいて、こちらもしっかりと言うべきところは書いてあるということで、言わせていただきたいなと思っております。2館一緒の運営になるのは初めてであり、それぞれの特徴を知っているのはこちらですので、こういったところは利用できるのではないかと一緒に相談させてもらって、提案をしていきたいなと思っております。

小石委員) 　　関連して、今の話にもありますが、準備の期間が短いと思

います。これは今回に限らず、時々、指定管理の問題で起こってきていることなので、その辺も配慮して、もう少し準備時間がとれて準備できるようになればいいと思います。これだけのことを準備しようと思ったら、ゼロからスタートさせるのは大変だと思います。できるだけたくさんの方のところから応募してもらうためには、それなりの準備期間を設けておかないといけな
いと考えていただきたいと思います。

逆に言うと、公募期間を短くすると、これは、現在受託している法人に決まっているのだなと思われる危険性があります。そういうことも含めて、今回に限らず他のものも含めて、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

教 育 長) 芦屋市として指定管理者の募集に関しては、公募期間などはどうなっているのですか。

生涯学習課長) 基本的には公募期間として1か月以上という表記が市のマニュアルと言いますか、内規で決まっております。ほかの施設についても同じく募集があったのですが、そちらも1か月でして、そのような形での募集が市の大体の基本方針になっております。

小 石 委 員) 1か月でもいいのですが、もっと早くにこれを公にして、準備する期間を設けられないのでしょうか。公募期間が始まってから途中で説明会を行うのは、やはりタイミングが悪いと思います。説明会を事前にやってから、公募期間に入らないといけないと思います。応募者が余裕を持って準備ができると、イメージというか、もっとすごいものをイメージできるかもしれませんので、ぜひその辺りの公募期間について考えて

いただきたいと思います。

1 か月でもいいけれども、公表するのはもっと前にするなど
そういう配慮をしていただきたいですね。

木 村 委 員) プールなどは1 か月でいいと思います。だけど、これは全然違いますでしょう。業者の出された資料を見ると、5 年間でそれぞれの施設でどういうことをやるのかが載っていたり、平成31年度から平成35年度までの5年間の管理運営費の予算など、そういうものもつくっているのですよね。これは初めて入ろうとする業者にとってはものすごくハードルが高くて、既存の小学館はある程度の運営知識があるから、そこを少し見直せばいいので、ものすごく簡単ですよね。そのギャップはものすごくあると思います。

確かにこれまで実績があるところが強いというのは、これは当然のことだとは思いますが、小石委員も言われたように、そこに甘んじてしまって、結局、競争原理が実質的に全く働かないとなると、指定管理にする意義が薄れてきてしまいます。実際に採点表で見ると1,500点中の1,137点で、決して高い点数とは言えないのです。80%、90%ぐらいの点を取るところに本来依頼したいということになるのです。もし、競争相手が出てこなくて、この点が不足していたらどうするのだということにもなります。

民間で新たな事業をする場合は半年ぐらい調査して、準備をしてからやります。それをこの1 か月でやるのは基本的に不可能だと思うのです。最低2 か月、本当は3 か月ぐらいの準備期間を与えておかないと、他の業者は、これと同じようなものを

つくることは難しいと思います。先ほども言いましたが、プールなどは別に短くていいと思うのですが、指定管理の中身ごとで考えていただきたいと思います。

社会教育部長) 全くおっしゃるとおりでして、個別に募集期間を定めることについては、別に市としての取り決めはありません。柔軟にできるところはやったらいいということでしたので、今回の美術博物館については、募集をしてみると期間が短いという教訓がありましたので、反対に今、プールはいいとおっしゃいましたが、体育館とプールは最初1か月の期間設定をしていたのですが、中途からなのでそんなに長くは延ばせませんでした、できるだけ延ばすということで、1か月半ぐらいまで、急遽延ばした形の募集で準備を進めているところです。

特に美術館などは今おっしゃるとおりですので、5年先にはなりますが、次回からは十分に期間が設定できる形で申し送りたいと思います。

浅井委員) 今回の本当に大きな課題だった募集期間の短さもあって、また、大きな変化になるので、少しはらはらもしました。小学館集英社プロダクションにお任せするような形に決まりつつありますが、少し気になるところは、以前言っていました谷崎館の資料については、中央公論新社が大方の権利を所有しているということで、これを同業の出版社である小学館集英社に快く貸してもらえるのかどうかはいかなもののでしょうか。

生涯学習課長) それにつきましては面接審査のときに質問が出まして、小学館集英社プロダクションの方のお話では、感触は悪くないということで、まず谷崎潤一郎賞の受賞者の講演会については話

をしていると。あと、収蔵資料も中央公論新社がお持ちの分を谷崎館でお借りして、ずっと置いている形になっているのですが、今後は谷崎のほうを展示をしていく中で必要なものなので、一旦引き上げられて、貸し出しとしてまた送っていただくか、それが何度もになりますと往復の費用がかかったりということがございますので、そのまま置いておいていただけるか、その辺は今後進めていくことになっております。

こちらの希望としましては、どうしてもということであればお返しはするのですが、資料の利用というか、皆さんにお見せすることにおいては、中央公論新社さんがお決めになることではあります、有効活用という点でお願いをしていきたいと思っています。

浅井委員) 感触は悪くないと考えていいのですね。

冒頭の説明でも定期保守点検の作業で加えたものも幾つかあるということでしたが、総体にこの施設の老朽化ということがあります。その辺も算定して指定管理料に加えておられるということですが、思いのほかかかってくることもあり得るのではないかと思ひ、その辺を懸念しているのですが、そのあたりはどうでしょうか。

生涯学習課長) 現在の予定では、両館とも平成34年に大規模改修を行う予定になっていまして、それまでは保守点検の中で修理が必要などころはしていく形になっております。

美術博物館も谷崎潤一郎記念館も年に4回、それぞれ管理運営調整会議を持っておりまして、その中でこういったところは動きにくくなっているとか、これがそのうちだめになると常に

聞いておりました、それを予算化して、優先順位が高いものから順次修繕しておりました、それをしながらになります。この前の豪雨のときも影響があったりしておりますので、おっしゃるとおり、もともと取っていなかった予算で当初予定していなかった対応をしないといけないという問題もあったりしたのですが、平成34年まで何とかもたせて、修繕に持っていきたいと思っています。

財政当局からも二重投資にならないのかとよく聞かれまして、もし不備があったときも、その修理についてこちらが要求した場合でも、今、必ずしないといけないのかと聞かれたりもするのですが、やはり美術品や文学の紙のものを扱っている関係で、やはり必要なものは必ず先にしていけないといけないなと思って対応しています。

あとは工事のことですが、通し番号の62ページをごらんいただけますでしょうか。(16)大規模改修計画についてと書いているのですが、今回指定管理の期間を5年にした理由としては、実際は、両館で建築年が異なることから、本来すべき大規模改修の年度が違っておりましたが、もしできるのであれば大規模改修を一緒にして、同時に改修のために平成34年に休館することとしました。

休館を平成34年に合わせたわけですが、3年間の指定管理期間で平成31、32、33の指定管理として今回募集し、平成34年に両方休館し、平成35年からのオープンということも検討したのですが、美術品の展覧会をしようと思いますと、半年前から企画をして、貸し出しなどもほかの美術館などに対

応して企画をしないといけないものですから、途中閉めることにはなりますが、指定管理の期間を5年にして、また安全上のこともございまして、両方一緒に工事をするという選択をさせていただきました。ここに書いていますように、平成34年7月から35年3月末まで両方休館するのですが、美術博物館は建物が大きいので工事期間が長くなります。谷崎潤一郎記念館はそこまではかからないと思いますので、それぞれ人を動かすとか、どちらかに寄せて作業をしてもらうなど、いろいろ方法がございまして、まだ確定ではないですが、予定としては8か月から9か月の間に改修を終え、できれば翌年4月からリニューアルオープンと思っております。

その間の指定管理料につきましては63ページに記載しています。休館中は、しなくてもいい維持管理とか清掃作業、そういったことを除いて指定管理料を算定しています。平成34年度だけ提案書にも指定管理料が下がって出てきておりますのは、こちらがこういったものは省いて計算してくださいということで提示して出してもらっています。

今回の選定委員の中で、学術の先生がいらっしやいまして、今回は神戸市立小磯記念美術館館長の岡委員と、和歌山県立近代美術館の山野委員ですが、お二人からも休館中はどうするのかという話が出ておりまして、休館中は、芦屋が持っている、特に具体の作品をセットにして巡回貸し出しを順番にしていっていいのではないかというお話もございまして、小学館集英社プロダクション側もそうするつもりであるということで、岡先生からも評価をいただいたところです。ただ、そうする場合

には前もって、1年以上前からきちっとほかの館と話し合いを続けたいといけないので、しっかりやってもらいたいというような御意見をいただいたりしております。

また、山野館長も小出檜重が専門でいらっしゃるしまして、今回いろいろ御提案というか質問に織りまぜながらアドバイスをいただいていた次第でございますので、そのあたり、今回の委員の先生方に大変御協力いただきまして、今回の小学館集英社プロダクションにも伝わったのかなと思います。

休館中をどうするかというのは非常に難しい話で、まだ先の話ではありますが、建築課にも相談して進めていくのですが、小学館集英社プロダクションが指定管理者として議会で承認いただいた場合には、小学館集英社プロダクションと市で、どこをどう進めていくか十分に話し合いをして、しっかりと大規模改修の改善をしていきたいと思っています。

浅井委員) 2館一括運営ということで、近くにあるにもかかわらず連携は今までできていなかった部分なので、この辺は期待したいと思います。谷崎館のロビーギャラリーなどでの展示はむしろ美術博物館に移して、お庭などをゆっくりと観賞していただくことを考えておられるようですが、そういうこともひとついいかなと思いますし、文学作品の展示を美術博物館で行ったり、その逆があったりというのも、これはひとつ芦屋の目玉としていいのではないかと思います。基本方針でも美術館と博物館が一体になっているのは、これも独自のあり方で、そこに文学が加わるということで、画期的に動いていったらいいなととても期待しています。

文学講座も美術博物館で行い、芸術に関する講座は逆に谷崎館で行うということで、本当に双方でいろいろな形で連携していけるようにと思っています。

小石委員) 前も同じことを申し上げたので、くどいようですが、谷崎をピンポイントで扱うよりも谷崎を入り口にしながら近代文学を扱ってもらおうと、中学生とか高校生などは、すごくそういう意味では導入としての谷崎という位置づけもあり得ると思います。もう少し幅広い取り扱いというか、そういうものもいいかなと思っていますが、どうでしょうか。子どもたちを対象にということも、1つの教育の基本みたいな中に入っているとすれば、そういう視点もあっていいかなという気がするのですが。

生涯学習課長) 今回の提案資料の中にもそのことが触れられていまして、谷崎だけではなく近代文学など他の文学も取り込んで、谷崎一辺倒でないようにしていきたいとは書いてありましたので、いろいろ考えていただけるものと思います。

小石委員) 53ページにインターンシップやトライやるのことが書いてあるのですが、これは今まではどうだったのですか。受け入れていなかったのですか。

浅井委員) トライやるで中学生は来ていました。たしか裏方で動いていたと思います。

生涯学習課長) トライやるウィークは美術博物館も谷崎館も、現在、両館で受け入れてもらっています。

小石委員) 今まで何人ぐらい来られていたのですか。

生涯学習課長) 1回3名ずつ1週間ほど来られて3週間にわたってですので延べ9名ですね。谷崎館は5月ぐらいにあって、美術博物館

は、たしか秋に入っていたと思います。インターンシップに
しましては、大学からの受け入れは既にされています。

教 育 長) お店がありますね。

生涯学習課長) ミュージアムショップのことですか。

教 育 長) 外にありませんでしたか。

生涯学習課長) 外には喫茶店がございます。

教 育 長) この喫茶店はどこが運営しているのですか。

生涯学習課長) 維持管理は美術博物館の中に入っています。敷地として入
っていますので、美術博物館の維持管理と同じように喫茶店の
維持管理も見ることになっています。

教 育 長) 営業をしているのはどこですか。

生涯学習課長) 営業は個人の方ですが、備品は芦屋市のものです。

教 育 長) 市がお願いしている形になっているのですね。

管 理 部 長) 53 ページでは事業者は市が指定するとなっています。

生涯学習課長) それは経緯がございまして、なかなかあそこは収益が出な
いところで、どこの事業者も手を挙げてくれない状態になっ
ているところを今の方に引き継いでやっていただいています。当
時の資料を見ますと、利益が幾ら以上になれば、こうなるとい
った条件をつけていますが、そこまで収益があがっている状態
ではありません。

木 村 委 員) 資料を見ると、光熱水費も市または事業者の負担とありま
すが。

生涯学習課長) それを取ってしまいますと赤字になってしまいます。ただ、
周辺の方々の憩いの場に結構なっておりまして、儲かるまでは
いきませんが結構来てはいただいています。

浅井委員) 土日などイベントのあるときはいつも満員ですが、平日は厳しいですかね。

木村委員) でも、あそこがなくなったらちょっと困りますね。

浅井委員) メニューも展覧会の関連メニューをしてくださっているように書かれています。もっとそういうことをアピールしていくとか、グッズのミュージアムショップももっともっと充実していただく。最近、大分変わってきたなと思っています。

生涯学習課長) そうですね。ミュージアムショップももっと力を入れるようにということで提案もいただいていますし、その辺は見てきたいなと思っています。

浅井委員) お願いします。

小石委員) 20ページに表があります。表の30年度の一番上の金額で、コンマが抜けていることに気がつきました。正確に資料として出すためにはきちんとしておくべきです。

浅井委員) 先方が出してこられている資料ですが、「芦屋市文化博物館」と何か所も誤った表記になっていたのも、その辺をよく確認していただけますか。

木村委員) もう直すわけにはいかないのではないのでしょうか。芦屋市が出す資料としてはいかようにも訂正はできるけれども、業者が出してきたものを、この形で承認されているわけなので、今さら訂正は難しいのではないですか。

生涯学習課長) 単純な間違いで、例えば175ページですが、ここを多分おっしゃっていると思うのですが、谷崎館の自主事業の取組のところ「芦屋市立文化博物館」とありますが、これは美術博物館の間違いです。

浅井委員) そうですね、2か所ありますね。

生涯学習課長) 単純なミスで、差しかえができるかどうかは。

木村委員) 業者が出してきたこの資料について委員会で採点をしており、ここをいじると後でいじったことになりますので差しかえはしない方がいいと思います。市が作成して、議会に提出するものについては、誤りは訂正したらいいと思いますが、ここはいじらない方がいいと思います。

越野委員) 現地説明会に来られた中で、応募をされなかった理由として、学芸員の確保が難しいとおっしゃっている企業があったということですが、管理運営の仕様書の7ページ、通し番号で44ページの(4)のエ「美術史・美術教育の分野において十分な専門的知識を持つ学芸員を、2名以上」、オ「歴史・歴史教育の分野において十分な知識を持つ学芸員を、2名以上」配置することとあります。

これは2名の方が両方の知識を持たれていたら、別々に2名ずつ配置する必要はないのでしょうか。次のページの谷崎館でも、「近代日本文学の分野において十分な知識を持つ学芸員を2名以上」とあるので、全部で6名配置するのはなかなか大変ではないかなと思いますが。

生涯学習課長) そうですね。ただ、美術博物館ではあるのですが、専門分野はかなり違いますので、それぞれで専門の方を置いていただきたいということで、先ほど説明が抜けておったのですが、今、美術部門は2人いらっしゃいまして、1人が常勤で、もう1人が非常勤になっております。一方、歴史部門は、今、常勤の方が1人だけですので、こちらもしっかりやっていただきたいと

ということで2人以上として、1人が常勤という条件にさせていただいたので、今までよりは厳しくなっているかとは思いますが。

谷崎館に関しましては、現在、2人配置されているのですが、どちらも非常勤の方です。こちら、市としましては1人は常勤でしっかりやっていただきたいということで書かせていただいたところです。

教 育 長) 読売の方で、非常に造詣の深い方がいらっしゃいますね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長) あの方は学芸員ではありませんが、事務局長としてよくやっていたので、谷崎館はうまく運営されており安定感があります。そういう意味では、常勤で誰かがいて安定感のある運営をしていただかないといけませんね。

生涯学習課長) そうですね。

浅 井 委 員) 関連して125ページに、職員の配置が載っているのですが、おっしゃっていたように、谷崎潤一郎記念館は今、学芸員が2名非常勤のところ、2名常勤になるということなのか、1名が常勤で1名が非常勤ということなのですか。

生涯学習課長) 谷崎館のほうは現在2名の非常勤の学芸員ですが、1人は常勤で1人は非常勤の提案となっています。

浅 井 委 員) では、美術博物館の学芸員は結局どうなるのですか。

生涯学習課長) 美術博物館については、面接審査のときに訂正がありまして、美術部門の学芸員が1名になっており、この部分については現行2名常勤になっているのですが、提案書では常勤1名ではなく、常勤・非常勤計2名の誤りであり訂正してくださいということです。

博物部門は、今常勤が1人いらっしゃるのですが、それに加えて、「その他部門」欄に1名入っているから、非常勤がもう1人いることになります。

浅井委員) では、現行は1名常勤ですね。

生涯学習課長) そうです。

教育長) 学芸員の数は議会からも指摘を受ける可能性がありますので、訂正箇所がどこであるかは把握しておく必要があると思います。指摘を受ける前にこちらから「ここはこのよう記載になっていますがこのように訂正となります」と言える形にしておくべきではないでしょうか。間違っていることについて、審議の中で指摘を受けることは良くないので、市が勝手に直すのではなくて、その部分については先にお知らせしておいたほうが良いと思います。

生涯学習課長) こちらの人数に関しては提案の中でも訂正がありましたので、差しかえなのか、訂正したものを出すのがいいのか、口頭で言うのがいいのかは、改めて市長部局と相談させていただきたいと思います。

教育長) 名前を間違えていることや、中の数字も間違っていることも含め、入り口でいい加減であるということで評価を下げないようにだけしていただきたいと思います。

小石委員) この指定管理で指定管理者が利益を得るのは、要するにたくさんの方の来館者に来ていただくと指定管理者の収入が上がるという方式なのですか。

生涯学習課長) 収入源として入館料がありますので、たくさん来ていただいたらもちろん収入が上がるということになります。例えば去

年の広重展などはパッケージで外から持ってきているので、幾らかお支払いをしており、それを指定管理料で賄うのはなかなか難しいですので、入館料で賄えばいいなというところにはなるとは思うので、たくさん来ていただくほうがもちろん収入もあり、それを次の事業に充てたりすることができることはあります。

一応、こちらで指定管理料の中に事業費という経費を算入して積み上げておりますので、それ以上のことを行いたい場合は、たくさん支払ってでもたくさん来ていただけるような企画をしていただければ収入になることになります。

小石委員) 市からは指定管理料として4億何千万円と決まっているわけですね。

生涯学習課長) そうですね。

木村委員) しかし、利用料金は年間で500万円とかそのぐらいですから、利用料収入は全体から見たら微々たるものですよね。こういった事業は採算が立つとかそういうことよりも、市民に広くサービスをし、その中でできるだけ経費は抑えるべきだけれども、採算で見たら、税金でそれだけの市民サービスをするという趣旨でやっているのですからね。

管理部長) 指定管理料は予算ではないですか。予算であって、実際に決算を打って、その額をそのまま指定管理料として支払うかどうかは、利用料収入とは関係あるのですか。

木村委員) これは業者の方で、これだけの指定管理料でやりますよというものが出ていたのではないのでしょうか。金額が5年間で4億5千何百万円以下であれば、それでいいというふうになっ

ているのではありませんか。もちろん採用された業者と契約をするのですが、業者が提案している金額で契約をするのではないですか。

生涯学習課長) 基本的には提案額で、1年度ごとに支払いにはなるのですが、一応私どもも何も考えずに支払うわけではなくて、新しい年度が始まる2か月ほど前に事業計画書と収支計画を合わせたものをいただきまして、その中で指定管理料を、今年度はこれだけいただきたいですという御提案をいただきますので、その金額が提案額以下で、かつ、私どもで見た範囲で適正な額であれば、その額をお支払いするという流れになっております。

先ほどおっしゃっていた、例えば今年度は利用料収入について例年よりも高く設定するというのであれば、指定管理応募時に提案された額よりも少ない指定管理料をお支払いするという可能性はあるという形です。

木村委員) しかし、それで業者が嫌だと言ったらどうなるのですか。当初これで応募しているのですが、そこを通されたらノーとは言えないですよ。

生涯学習課長) 指定管理者から提示してくる金額は、一応当初出されていた予算額が上限というのが大前提にはなります。見方としては、そこから下がるかどうかです。上がることはないという認識でさせていただいております。

教育長) 他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること

に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第12号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言